

中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金 Q&A

令和7年10月8日版

【制度について】

1	どのような補助金ですか。	中小企業等の人手不足への対応と更なる賃上げを促進するため、賃上げを条件として、省力化、生産性向上に向けた設備投資に要する一部を補助するものです。
2	申請受付期間はいつまでですか。	令和7年8月28日から令和8年1月16日（金）17時まで（必着）となります。 ただし、申請総額が予算額に達した場合は、期間内であっても受付を終了いたしますので、あらかじめご了承ください。 また、申請に先立ち、中小企業診断士との面談（計3回）を通じて、事業計画書の精査を行う必要があります。その後、「交付申請⇒交付決定（県）⇒設備導入、支払い⇒実績報告⇒額の確定（県）⇒請求書の提出⇒補助金の交付（県）」と進みますが、各段階には一定の期間を要しますので、余裕をもって、できるだけ早めに申請を行ってください。
3	中小企業診断士のサポートは必須ですか。	必須です。 交付申請にあたって、中小企業診断士による面談実施報告書の写しの提出が必要となります。
4	賃上げを達成したかどうか、どのように判断するのですか。	実績報告時における直近1ヶ月分の賃金台帳と令和7年3月の賃金台帳、賃金増加率計算表（第11号様式）により判断します。詳細は公募要領をご確認ください。
5	賃上げの比較対象となるのはどのような従業員ですか。	賃上げ前の賃金台帳及び賃上げ後の賃金台帳の両方に記載された全従業員（非常勤を含む。）を対象とします。なお、賃上げ前後の賃金台帳において、雇用形態・賃金形態が変更となった者（時給⇒日給など）は対象外となります。 ※実績報告時点で全ての比較対象者が退職等によりなくなった場合は、補助金の支給ができなくなります。

6	賃上げの比較対象の従業員に専従者は該当しますか。	専従者は比較対象の従業員に該当しません。
---	--------------------------	----------------------

【補助対象者について】

1	中小企業者等に該当するかどうか、どのように判断しますか。	対象となるのは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業等とします。業種、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数により判断してください。
2	組合関連は対象となりますか。	中小企業等経営強化法第2条第1項6号から第8号に定める法人のうち、公募要領に記載のある組合等に該当する法人は補助対象となります。
3	医者（個人開業医）、農家（会社法上の会社又は有限会社である農業法人）、農家（個人農家）は対象となりますか。	資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数の基準を満たせば、対象となります。
4	特定非営利活動法人（NPO法人）、社会福祉法人は対象となりますか。	従業員数等の基準を満たしている場合は対象となります。詳細は公募要領をご確認ください。
5	医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人は対象となりますか。	対象となりません。
6	県外に本社があり、奈良県内に事業所がある法人は対象となりますか。	対象となります。 奈良県内の事業所において設備投資を行うことが必要です。
7	県内に住所があり、奈良県外で事業を営む事業者は対象となりますか。	対象となりません。
8	奈良県内に複数の事業所があります。事業所ごとに申請をすることはできますか。	事業所ごとに申請をすることはできません。 同一の法人による申請は1回限りとします。 また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一の法人とみなし、いずれか1社のみでの申請しか認められません。（みなし同一法人） 加えて、代表者及び住所が同じ法人、主要株主及び住所が同じ法人等についても同一の法人とみなします。

9	発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等は補助対象となりますか。	大企業とみなされる事業者となるため、対象となりません。(みなし大企業)
10	一人親方、一人社長、フリーランスなど、従業員がいない場合は、対象となりますか。	従業員の賃上げが要件となるので、従業員がいない場合は、対象となりません。

【補助対象事業・補助対象経費】

1	補助申請額は消費税込みですか。	補助申請額は税抜きでご記載ください。 ただし、交付申請時時点で消費税等の額が明らかでない場合は、この限りではありません。 ただし、補助金交付後に消費税等が確定した場合は、その金額を返還いただきます。 ※注意※ 補助下限額は100万円です。 補助対象経費となるためには、消費税抜き200万円以上の設備導入が必須になります。
2	交付決定通知日より前に補助対象事業に係る物品の購入等の契約を締結した事業は対象となりますか。	対象となりません。 交付決定通知日以降に契約を締結した事業に要する経費が対象となります。
3	パソコンやプリンタは対象となりますか。	汎用性があり、事業計画書に記載の事業の他の用途にも使用できるものは対象外となります。(例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、家具等。ただし、事業計画書に記載の事業のみに使用することが明らかなものは除く。)
4	国(独立行政法人含む)または他の地方公共団体及び奈良県が支出する補助金を活用して購入した設備は対象となりますか。	対象となりません。
5	「中小企業省力化投資補助金(カタログ注文型)」のカタログに掲載されている製品は対象となりますか。	対象となりません。

6	補助対象事業を行うために必要な会議等の会場の使用・賃借料、通信費は対象となりますか。	対象となりません。
7	設備の導入経費は補助対象となりますか。	運搬費、据付設置費、機器調整費（設定費）、これらに係る出張費用等は対象となります。
8	中古品は対象となりますか。	対象となりません。
9	リース・レンタル料は対象となりますか。	対象となりません。
10	既存の機械装置等の修繕、撤去・移設・処分に係る経費は補助対象となりますか。	対象となりません。
11	機械装置等の設置場所の整備工事や基礎工事、電気工事等の費用は補助対象となりますか。	対象となりません。
12	ソーラーパネルや省エネ設備等は対象となりますか。	対象となりません。
13	機械装置等の製作・改良及びソフトウェア開発・システム構築等を自社で行う場合、人件費等は対象となりますか。	対象となりません。
14	既に導入済みの製品は補助対象となりますか。	対象となりません。 交付決定の通知より後に契約・発注・購入を行う必要があります。
15	補助対象経費の支払いはどのように行いますか。	銀行振込を原則とします。自社振出・他社振出にかかわらず小切手や手形による支払い、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済、暗号資産（仮想通貨）での支払い、キャッシュレスサービス（PayPay 等）での支払は認められません。また、クーポン・ポイント・金券・商品券等の利用も認められません。 なお、クレジットカードによる支払いの場合、口座引き落としも完了している必要があります。
16	振込手数料は対象となりますか。	対象となりません。 支払いにあたり、振込手数料を先方負担として、代金から振込手数料を差し引いて支払い

		を行った場合は、補助事業に要する経費から振込手数料相当額を差し引いて精算していただきます。
17	医療、介護、クリニックで導入する機器は対象ですか。	診療報酬や介護報酬等、公的制度・公的支援で賄われるべき事業に使用できるものは対象外となります。
18	取り組む事業が1次産業（農業・林業・漁業）ですが、それに用いる機器は対象ですか。	専ら1次産業に用いる機器や物品等は対象外となります。
19	補助事業の完了とはどのような状態ですか。	交付決定日以降～令和8年2月20日までに契約、購入、設置し、支払いが完了した状態です。 なお、原則、交付申請時に提出いただく事業計画書 第3号様式別紙2の5実施スケジュールで記載いただいたスケジュールのとおり事業を進めてください。 事業実施期間は、遅くとも実績報告〆切日の令和8年2月20日までに完了できるように設定してください。
20	補助事業はいつまでに完了しなければなりませんか。	補助事業の実績報告の提出期限は、事業完了後30日以内もしくは、令和8年2月20日のいずれか早い日です。 期日までに報告書を提出いただけるよう、事業は必ずそれ以前に完了させてください。

【中小企業診断士の支援について】

1	中小企業診断士の選定はどのように行われますか。	提出いただいた事前シートの内容に応じて、申請事業者と親和性の高い中小企業診断士を事務局から派遣します。
2	中小企業診断士の指名はできますか。（付き合いのある中小企業診断士を指名できますか。）	指名はできません。 支援を行う中小企業診断士は事務局が決定し、派遣します。
3	中小企業診断士による支援はどのような内容ですか。	基本的な流れは以下の通りです。 （1回目）実行性の高い助言・支援を行うために設備投資予定場所へ訪問し事業内容を把握。経営状況や課題等の聞き取り。事業計画書に記載する内容や申請に必要な書類についての確

		認。次回面談までに事業者は事業計画書を作成、提出。 （２回目）事業計画書の精査を行う。次回面談までに対応が必要な課題の確認。 （３回目）前回の課題を確認の上、申請に必要な書類の確認を行う。
4	サポートの一環として、事業計画書の作成を依頼することはできますか。	事業計画書の作成を依頼することはできません。 本事業において、中小企業診断士は事業者自らが行う事業計画書の策定の支援を行います。
5	中小企業診断士に別途支払いをすることで、事業計画書の作成を依頼できますか。	事業計画書は、事業者自らが作成し、中小企業診断士はその計画を実効性のあるものに精査します。そのため、作成の依頼は行わないでください。
6	面談の途中で中小企業診断士の担当を変更することはできますか。	原則、変更することはできません。
7	面談の結果、交付申請は不可と判断されることはありますか。	中小企業診断士は面談を通して事業計画書の策定の支援を行います。交付申請の審査は県で行います。

【交付申請について】

1	申請にあたり留意することはありますか。	補助金の交付申請前に中小企業診断士による面談を実施してください。申請にあたっては、最終面談終了後に中小企業診断士が作成する面談実施報告書の写しを提出する必要があります。
2	申請書類はどのように提出しますか。	原則として奈良スーパーアプリを使用して提出してください。電子申請が難しい場合は、郵送による提出も可とします。
3	申請期限はいつですか。	令和８年１月１６日（金）１７時まで（必着）となります。 ただし、申請総額が予算額に達した場合は、期間内であっても受付を終了いたしますので、あらかじめご了承ください。 また、申請に先立ち、中小企業診断士との面談

		(計3回)を通じて、事業計画書の精査を行う必要があります。その後、「交付申請⇒交付決定(県)⇒設備導入、支払い⇒実績報告⇒額の確定(県)⇒請求書の提出⇒補助金の交付(県)」と進みますが、各段階には一定の期間を要しますので、余裕をもって、できるだけ早めに申請を行ってください。
4	補助事業の採択は先着順ですか。	公募期間中に先着で審査等を行い、順次交付決定を行います。申請総額が予算額に達した場合は、期間内であっても受付を終了いたしますので、あらかじめご了承ください。
5	申請から交付決定の通知までどれくらいの期間がかかりますか。	提出内容及び提出書類に不備がないことを事務局・県が確認した時点で受理となります。提出書類を受理してから通知まで、通常1ヶ月程度を要します。

【申請書類について】

1	所在地、名称にはどのような内容を記載しますか。	名称(法人は社名、個人事業者は屋号(※1))、所在地(※2)、電話番号、代表者職をご記入ください。(以下、同じ) ※1 法人は本社所在地、個人事業者は確定申告書に記載されている事業者の現住所となります。 ※2 屋号がない場合は、記載不要です。
2	押印は必要ですか。	押印は不要です。
3	知的財産権や独占販売権などにより販売元が限られており、2社以上の見積書が提出できない場合どのように対応したらよいですか。	事務局にご連絡のうえ、知的財産権や独占販売権などにより2社以上見積書が提出できない理由を説明してください。その後、事務局より対応方法について検討のうえ、ご説明させていただきます。

【交付決定後の手続き】

1	交付決定後に、補助対象経費が増額となりました。交付決定額を増額することはできますか。	増額することはできません。
2	交付決定後に補助事業の内容を変	あらかじめ「変更承認申請書」(第5号様式)

	更する場合、どのような手続きが必要ですか。	を提出し、県の承認を受ける必要があります。ただし、大幅な変更となる場合、事前に事務局までご相談ください。
3	「変更承認申請書」(第5号様式)はどのような場合に提出が必要ですか。	交付決定後、補助事業の内容の変更を行う場合提出が必要です。ただし、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更を行う場合、もしくは補助金額の20パーセント以内の減額を行う場合は、変更承認申請書を提出する必要はありません。
4	交付決定後に補助事業を中止(廃止)する場合、どのような手続きが必要ですか。	速やかに事務局である下記窓口へご連絡ください。 (070-5023-7020)
5	補助事業の完了後、補助金の請求までどのような手続きが必要ですか。	経費の支払いを含め事業が完了した後、「実績報告書」(第10号様式)に必要書類を添付し、事業の完了日から起算して30日を経過した日又は令和8年2月20日(金)のいずれか早い日までに提出してください。 県は提出された実績報告書を審査の上、額の確定を行います。 額の確定通知書を受領した後、「請求書」(第13号様式)を提出してください。
6	実績報告から補助金額の確定、補助金の支払までどれくらいかかりますか。	提出内容及び提出書類に不備がないことを事務局・県が確認した時点で受理となります。提出書類を受理してから額の確定まで、通常2週間程度を要します。その後、請求書を提出していただき、内容に不備がなければ、通常2週間程度で指定の口座に県から振込をします。
7	補助金の額は減額されることがありますか。	実績報告の審査で対象外経費があれば、当初決定額より減額される場合があります。